

## 府中市地域防災計画素案の作成について(案)

首都直下地震等による東京の被害想定の見直しや近年の災害から新たに発生した課題などを踏まえ、上位計画である東京都地域防災計画の修正内容を基に、府中市の特性を考慮した府中市地域防災計画の修正を行います。

本計画の修正にあたり、計画素案の作成を行いますが、素案構成の確認をしていただくため、一部の素案を抜粋し、事例としてお示しします。

当該作成事例は、本計画の震災編、風水害編、大規模事故災害編の各編に含まれる「第2部 災害予防計画」「第1章 基本的責務と役割」の事例です。この内容は、市や関係機関などが本計画に則って対策を講じていく際の責務及び役割分担について定めたものであり、本計画の基軸となる内容です。

## 【第2部 災害予防計画】

## 【第1章 基本的責務と役割】

節	項	各編共通の内容で作成	編ごとに内容を作成
第1節 基本理念及び基本的責務	1 基本理念	○	
	2 基本的責務		○
	2-1 市の責務		
	2-2 市民の責務		
	2-3 事業者の責務		
第2節 各主体の役割	1 市と市民の役割	○	
	2 指定地方行政機関の役割	○	
	3 都の役割	○	
	4 指定公共機関の役割	○	
	5 指定地方公共機関の役割	○	
	6 協力機関の役割	○	

以下、計画素案の作成事例

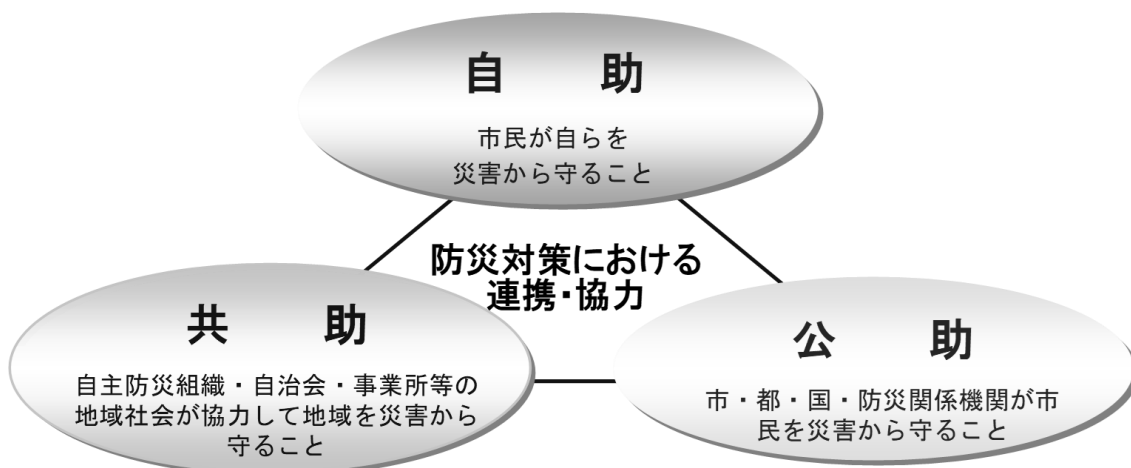
## 第1節 基本理念及び基本的責務

各編共通

### 1 基本理念

大規模な災害においては、市・防災関係機関だけでなく、市民、自主防災組織、自治会、事業所等が中心となって、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」との考えに基づき行動することが求められる。また、東日本大震災、阪神・淡路大震災においても、自身や家族による「自助」と地域の連携による「共助」により、多くの命が救われている。

市では、「市民」「自主防災組織、自治会、事業所等」「市・防災関係機関」の3者が連携する「自助・共助・公助」を基本理念とし、「市民」が主体的に防災活動に参加し、各機関と協働して防災力の向上を推進していく。



## 2 基本的責務

青色マーカー：修正・追記箇所 黄色マーカー：災害種別で適宜修正

項	震災編	風水害編	大規模事故災害編
2-1 市の責務	<p>市は、震災対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命・身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。</p> <p>市は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため、必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。</p>		
2-2 市民の責務	<p>市民は、震災時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。</p> <p>市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保</li> <li>② 家具類の転倒・落下・移動の防止</li> <li>③ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</li> <li>④ 出火の防止</li> <li>⑤ 初期消火に必要な用具の準備</li> <li>⑥ 飲料水及び食糧の確保</li> <li>⑦ 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認</li> <li>⑧ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保</li> <li>⑨ 自主防災組織や防災訓練、防災活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 浸水対策（土のう・水のう・止水板の準備、貴重品等を高い場所へ保管など）の実施</li> <li>② 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</li> <li>③ マイ・タイムラインの作成</li> <li>④ 飲料水及び食糧の確保</li> <li>⑤ 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認</li> <li>⑥ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保</li> <li>⑦ 自主防災組織や防災訓練、防災活動への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認</li> <li>② 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保</li> <li>③ 飲料水及び食糧の確保</li> <li>④ 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</li> <li>⑤ 自主防災組織や防災訓練、防災活動への参加</li> </ul>

項	震災編	風水害編	大規模事故災害編
	<p>市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。</p> <p>市民は、市その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的な震災対策活動への参加、その他の取組により震災対策に寄与するよう努めなければならない。</p>		
2-3 事業者 の責務	<p>事業者は、市、その他の行政機関が実施する震災対策事業及び前項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。</p> <p>事業者は、事業活動に関して震災時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民(以下、「周辺住民」という。)並びに管理する施設及び設備について、安全の確保に努めなければならない。</p> <p>事業者は、「東京都帰宅困難者対策条例」(平成24年東京都条例第17号 平成25年4月施行)に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させる等、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業者の3日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めなければならない。</p> <p>事業者は、あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。</p> <p>事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災の被害を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。</p> <p>事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、都及び市が作成する「地域防災計画」を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という。)を作成しなければならない。</p>		

1 市と市民の役割

名 称	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市防災会議に関する事項</li> <li>2 防災に係る組織及び施設に関する事項</li> <li>3 災害情報の収集及び伝達に関する事項</li> <li>4 緊急輸送の確保に関する事項</li> <li>5 避難指示等及び誘導に関する事項</li> <li>6 消防及び水防に関する事項</li> <li>7 医療、防疫及び保健衛生に関する事項</li> <li>8 外出者支援に関する事項</li> <li>9 応急給水に関する事項</li> <li>10 救援物資の備蓄及び調達に関する事項</li> <li>11 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事項</li> <li>12 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事項</li> <li>13 公共施設の応急復旧に関する事項</li> <li>14 災害復興に関する事項</li> <li>15 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事項</li> <li>16 自主防災組織の育成に関する事項</li> <li>17 事業所防災に関する事項</li> <li>18 防災教育及び防災訓練に関する事項</li> <li>19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事項</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市民は、自らの生命、身体、財産を守るため、家庭では住宅の安全や食料等の確保を行うとともに、地域では自主防災活動に参加する。</li> <li>2 防災訓練などを実施して、災害に備えるとともに、災害時には、初期消火、避難路の確保、家族や救護が必要な人の安全確保、救出、救護などを行う。</li> <li>3 いざというときに地域住民同士で助け合えるよう、自治会等に参加し、その活動に積極的に参加するなど地域のコミュニケーションを密にする。</li> </ul>

## 2 指定地方行政機関の役割

指定地方行政機関とは、災害対策基本法第2条第4号に基づき、指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関である。

名 称	内 容
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事</li> <li>2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関する事</li> <li>3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関する事</li> <li>4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事</li> <li>5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事</li> </ol>
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む）に関する事</li> <li>2 国有普通財産の管理及び処分に関する事及び行政財産の総合調整に関する事</li> </ol>
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害情報の収集及び伝達に関する事</li> <li>2 関係機関との連絡調整に関する事</li> </ol>
東京労働局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 産業安全（鉱山保安関係を除く）に関する事</li> <li>2 雇用対策に関する事</li> </ol>
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事</li> <li>2 応急用食料・物資の支援に関する事</li> <li>3 食品の需給・価格動向の調査に関する事</li> <li>4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事</li> <li>5 飼料、種子等の安定供給対策に関する事</li> <li>6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事</li> <li>7 営農技術指導及び家畜の移動に関する事</li> <li>8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事</li> <li>9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事</li> <li>10 被害農業者に対する金融対策に関する事</li> </ol>
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事</li> <li>2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事</li> </ol>

名 称	内 容
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事</li> <li>2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事</li> <li>3 被災中小企業の振興に関する事</li> </ol>
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事</li> <li>2 鉱山における保安に関する事</li> </ol>
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災上必要な教育及び訓練に関する事</li> <li>2 通信施設等の整備に関する事</li> <li>3 公共施設等の整備に関する事</li> <li>4 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事</li> <li>5 官庁施設の災害予防措置に関する事</li> <li>6 豪雪害の予防に関する事</li> <li>7 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関する事</li> <li>8 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事</li> <li>9 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関する事</li> <li>10 緊急輸送に必要な船舶の情報に関する事</li> <li>11 災害時における復旧資材の確保に関する事</li> <li>12 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関する事</li> </ol>
関東運輸局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶、船舶用機械及び船舶用品の安全に関する事</li> <li>2 災害時における輸送用船舶のあっせんに関する事</li> <li>3 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関する事</li> <li>4 災害時における輸送用車両のあっせんに関する事</li> </ol>
東京航空局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事</li> <li>2 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事</li> </ol>
関東地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事</li> <li>2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関する事</li> <li>3 地殻変動の監視に関する事</li> </ol>
東京管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事</li> <li>2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事</li> <li>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事</li> <li>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事</li> <li>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事</li> </ol>

名 称	内 容
関東地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること</li> <li>2 廃棄物処理施設等の被害状況、災害廃棄物の発生量等の情報収集に関すること</li> <li>3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること</li> <li>4 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること</li> </ol>
北関東防衛局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること</li> <li>2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること</li> </ol>

### 3 自衛隊の役割

名 称	内 容
陸上自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣の計画及び準備に関すること <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災関係資料の基礎調査</li> <li>(2) 災害派遣計画の作成</li> <li>(3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施</li> </ol> </li> </ol>
航空自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 災害派遣の実施に関すること <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧</li> <li>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与</li> </ol> </li> </ol>



## 4 都の役割

名 称	内 容
東京都政策企画局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する広報及び広聴に関すること</li> <li>2 写真等による情報の収集及び記録に関すること</li> <li>3 報道機関との連絡及び放送要請に関すること</li> <li>4 在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること</li> <li>5 復興本部会議の運営及び震災復興基本方針策定の準備に関すること</li> <li>6 災害時における他の局の応援に関すること</li> <li>7 その他特命に関すること</li> </ol>
東京都子供政策連携室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子供に関する災害対策に係る他の局との調整に関すること</li> <li>2 災害時における他の局の応援に関すること</li> </ol>
都スタートアップ・国際金融都市戦略室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関するスタートアップとの連携及び国際金融に係る情報収集・発信等に関すること</li> <li>2 災害時における他の局の応援に関すること</li> </ol>
東京都総務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室の庶務に関すること</li> <li>2 自衛隊及び関係防災機関との連絡に関すること</li> <li>3 区市町村の指導連絡に関すること</li> <li>4 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること</li> <li>5 本部の職員の動員及び給与に関すること</li> <li>6 本部における通信施設の保全に関すること</li> <li>7 災害時における他の局の応援に関すること</li> <li>8 前各号に掲げるもののほか、災害対策の連絡調整に関すること</li> </ol>
東京都財務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策関係予算に関すること</li> <li>2 車両の調達に関すること</li> <li>3 緊急通行車両確認標章の発行に関すること</li> <li>4 本庁舎の防災及び維持管理に関すること</li> <li>5 野外収容施設の建設工事に関すること</li> <li>6 災害時における他の局の応援に関すること</li> <li>7 前各号に掲げるもののほか、財務に関すること</li> </ol>
東京都デジタルサービス局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害に関する各局のデジタル技術の利活用に係る支援に関すること</li> <li>2 島しょ海底光ファイバーケーブルの保全、復旧及び調整に関すること</li> <li>3 基盤システムの維持に関すること</li> <li>4 災害時における他の局の応援に関すること</li> </ol>
東京都主税局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関すること。</li> <li>2 災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること</li> </ol>

名 称	内 容
東京都生活文化スポーツ局	1 災害に関する被災者等からの相談業務に関すること 2 区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関すること 3 災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関すること 4 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に係る連絡調整に関すること 5 私立学校との連絡調整に関すること 6 文化施設及びスポーツ施設の点検、整備及び復旧に関すること 7 男女双方の視点に配慮した取組の推進に関すること 8 災害時における他の局の応援に関すること
東京都都市整備局	1 都市の復興計画の策定に関すること 2 被災建築物、がけ地等の調査に関すること 3 災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること
東京都住宅政策本部	1 住宅の復興計画の策定に関すること 2 被災者のための住宅の確保及び修理に関すること 3 被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資に関すること 4 災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること
東京都環境局	1 高圧ガス、火薬類等による災害の防止のための情報連絡に関すること 2 ごみの処理に係る広域連絡に関すること 3 し尿の処理に係る広域連絡に関すること 4 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること 5 被災建築物等からの石綿飛散防止に関すること 6 災害時における他の局の応援に関すること
東京都福祉局	1 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関すること 2 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関すること 3 避難者の輸送及び避難所の設営に関すること 4 義援金品の受領及び配分に関すること 5 災害時における他の局の応援に関すること 6 前号に掲げるもののほか、救助及び保護に関すること
東京都保健医療局	1 医療及び防疫に関すること 2 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること 3 地方独立行政法人東京都立病院機構に関すること 4 災害時における他の局の応援に関すること 5 前号掲げるもののほか、保健衛生に関すること
東京都産業労働局	1 救助物資の確保及び調達に関すること 2 中小企業及び農林漁業の災害応急対策に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること

名 称	内 容
東京都建設局	1 河川及び海岸保全施設の保全及び復旧に関すること 2 砂防関係施設、高潮防御施設及び排水機場の保全及び復旧に関すること 3 道路及び橋りょうの整備、保全及び復旧に関すること 4 水防に関すること 5 河川における流木対策に関すること 6 河川、道路等における障害物の除去に関すること 7 公園の保全、復旧及び震災時の利用に関すること 8 災害時における他の局の応援に関すること
東京都会計管理局	1 災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること 2 災害救助基金の出納に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること
東京都交通局	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること 2 電車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー及びバスによる輸送の協力に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること
東京都水道局	1 応急給水に関すること 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること
東京都下水道局	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること 3 災害時における他の局及び市町村の応援に関すること
東京都教育庁	1 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること 3 文教施設の点検、整備及び復旧に関すること 4 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること 5 災害時における他の局の応援に関すること
警視庁	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること 2 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること 3 行方不明者等の捜索及び調査に関すること 4 遺体の調査等及び検視に関すること 5 交通の規制に関すること 6 緊急通行車両確認標章の交付に関すること 7 公共の安全と秩序の維持に関すること
東京消防庁	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2 救急及び救助に関すること 3 危険物等の措置に関すること 4 前三号に掲げるもののほか、消防に関すること

## 5 指定公共機関の役割

指定公共機関とは、災害対策基本法第2条第5号に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関である。

名 称	内 容
独立行政法人 国立病院機構	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国立病院機構の医療の提供に関すること</li> <li>2 災害医療業務の実施に関する連絡統制に関すること</li> </ol>
日本銀行	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること</li> <li>2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること</li> <li>3 金融機関の業務運営の確保に係る措置に関すること</li> <li>4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関すること</li> <li>5 海外中央銀行等との連絡及び調整に関すること</li> </ol>
日本赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む）の実施に関すること</li> <li>2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること</li> <li>3 こころのケア活動に関すること</li> <li>4 赤十字ボランティアの活動に関すること</li> <li>5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること</li> <li>6 義援金の受付及び配分に関すること（原則として義援物資については受け付けない）</li> <li>7 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関すること</li> <li>8 災害救援物資の支給に関すること</li> <li>9 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること</li> <li>10 外国人の安否調査に関すること</li> <li>11 遺体の検案協力に関すること</li> <li>12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること</li> </ol>
日本放送協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む）に関すること</li> <li>2 広報（避難所等への受信機の貸与等を含む）に関すること</li> <li>3 放送施設の保全に関すること</li> </ol>
中日本高速道路(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、施設の建設及び維持管理に関すること</li> <li>2 災害時の緊急交通路の確保に関すること</li> <li>3 道路、施設の災害復旧工事に関すること</li> </ol>
東日本旅客鉄道(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること</li> <li>2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること</li> <li>3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること</li> </ol>
日本貨物鉄道(株)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること</li> </ol>

名 称	内 容
東日本電信電話(株)	1 電気通信設備の建設、及び保全に関すること 2 重要通信の確保に関すること 3 気象予警報の伝達に関すること 4 通信ネットワークの信頼性向上に関すること 5 災害時の電気通信設備の復旧に関すること
日本郵便(株)	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
東京ガスネットワーク(株)	1 ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること 2 ガスの供給に関すること
日本通運(株)	1 災害時における貨物自動車（トラック）等による救助物資等の輸送に関すること
福山通運(株)	
佐川急便(株)	
ヤマト運輸(株)	
西濃運輸(株)	
東京電力ホールディングス(株)	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること 2 電力需給に関すること
東京電力リニューアブルパワー(株)	
東京電力パワーグリッド(株)	
東京電力エナジーパートナー(株)	
KDDI(株)	1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること
(株)NTTドコモ	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	
ソフトバンク(株)	
楽天モバイル(株)	

## 6 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信、その他の公共的事業を営む法人のうち、都知事が指定、告示する機関である。

名 称	内 容
京王電鉄(株)	1 鉄道施設等の安全保安に関すること
西武鉄道(株)	2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
一般社団法人 東京都トラック協会	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
公益社団法人 東京都医師会	1 医療に関すること 2 防疫の協力に関すること 3 遺体の検案の協力に関すること
公益社団法人 東京都歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること
公益社団法人 東京都薬剤師会	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること
地方独立行政法人 東京都立病院機構	1 所管する病院の医療救護活動に関すること
公益社団法人 献血供給事業団	1 血液製剤の供給に関すること
公益社団法人 東京都獣医師会	1 動物の医療保護活動に関すること
(株)TBSラジオ&コミュニケーションズ	1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること 2 放送施設の保全に関すること
(株)文化放送	
(株)ニッポン放送	
(株)アール・エフ・ラジオ日本	
(株)エフエム東京	
(株)J-WAVE	
(株)日経ラジオ社	
(株)interFM	
日本テレビ放送網(株)	
(株)TBSテレビ	
(株)フジテレビジョン	
(株)テレビ朝日	
(株)テレビ東京	
東京メトロポリタンテレビジョン(株)	

名 称	内 容
東京バス協会	1 バスによる輸送の確保に関する事
東京ハイヤー・ タクシー協会	1 タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関する事 2 発災時の災害情報の収集・伝達に関する事
都個人タクシー協会	1 タクシーによる輸送の確保に関する事
日本エレベーター協会 関東支部	1 震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出（危険の伴わないものに限る）に関する事 2 エレベーターの早期復旧に関する事

## 7 協力機関の役割

市は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、関係機関・団体と応援協定を締結する。

※資料編に協定一覧を掲載予定